

ビジネスパートナー制度「再販プログラム」契約約款

第1条（約款の適用）

ソフトバンク コマース&サービス株式会社(以下「当社」といいます。)は、ビジネスパートナー(以下「パートナー」といいます。)が当社から継続的に第3条(定義)第1号に定義する本サービスを購入する場合の個別契約(以下「本契約」といいます。)に適用される基本的な条件を定めるため、この再販パートナー契約約款(以下「本約款」といいます。)を定めます。本約款は、パートナーと当社間に成立する本契約に対して適用されます。

第2条（約款の変更）

1. 当社は、パートナーに何ら予告なく本約款を変更することがあります。この場合、変更された約款は、当社のホームページに掲載することにより、パートナーに通知されたものとし、パートナーは変更後の約款に同意したものとみなします。
2. 前項の規定にかかわらず、本約款の変更が重要な条件の変更にあたる場合、当社は、15日間の予告期間をおいて変更後の約款の内容をパートナーに通知することにより本約款を変更するものとします。

第3条（定義）

本約款において、次の各号に定める用語は、以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「本サービス」とは、実施許諾権者が、販売権又は使用許諾権を有するサービスであって、インターネットを經由してソフトウェア等を提供するサービスを意味し、そのバージョンアップ版を含むものとします。
- (2) 「エンドユーザ」とは、本サービスの利用を申込み、本サービスの使用許諾を受けた法人又は個人を意味します。
- (3) 「使用許諾契約」とは、実施許諾権者とエンドユーザとの間で締結される実施許諾権者所定の本サービスに関する使用許諾契約を意味します。
- (4) 「実施許諾権者」とは、本サービスの使用許諾権その他本サービスの使用又は利用等に必要な権利を許諾する権限を有する者を意味します。
- (5) 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権及びこれらを受ける権利、著作権、著作者人格権、パブリシティ権、ノウハウ、不正競争防止法により保護される権利等の総称をいいます。

第4条（パートナー登録申込み）

1. パートナーが当社から本サービスを購入するためには、ビジネスパートナー制度(以下「本制度」といいます。)に登録頂く必要があります。
2. 本制度の登録を受けるパートナーは、本約款に同意の上、当社所定の方法により申込みをす

るものとします。

3. 前項の申込みを当社が承諾した時に、パートナーは本制度に登録がなされるものとします。但し、当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、当該申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) パートナーが当社に対し虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - (2) 過去に当社が第 15 条（契約の解除）第 1 項に基づきパートナーとの本約款又は本契約を解除したことがあるとき
 - (3) パートナーが第 17 条（反社会勢力の排除）第 1 項に規定する反社会的勢力に該当するとき
 - (4) その他当社が不適切と判断したとき

第5条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、パートナーの個人情報を、当社所定のプライバシーポリシーに従って、適切に取り扱います。
2. 当社は、パートナーに対し、メールマガジン、郵送等当社が定める方法により、本サービス等に係る情報を配信することがあります。パートナーは、緊急やむを得ない場合を除き当該情報の配信を拒むことはできず、当社は、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、パートナーが当該情報を受領しなかったことにより被った損害について一切責任を負いません。

第6条（資料提供）

当社は、当社の判断に基づきパートナーの販売活動を支援するため、本サービスの販売に必要な資料、物品等をパートナーに提供するものとします。

第7条（本サービスの販売）

1. 本約款に基づく売買の対象は、本サービスを本契約に定める期間で利用することができる権利（以下「ライセンス」といいます。）とします。
2. 本約款に基づきパートナーが当社より購入できるライセンスは、月額 10 万円を限度とします。
3. 本契約は、ライセンスのエンドユーザ名、購入するライセンスの数その他必要事項を記載の上、当社が指定する方法により当社に申込み、当社が当該申込を承諾した時点をもって成立するものとします。
4. 本約款に基づきパートナーが購入したライセンスを同一条件にてパートナーが継続して購入する場合は、個別の申込み及び承諾を要せず、前項に基づき成立した本契約と同一条件にて、当社及びパートナー間で成立するものとし、以降も同様とします。
5. 前項におけるライセンスの継続購入をパートナーが希望しない場合、パートナーは当該ライセンスを利用するエンドユーザ名その他当社が要求する情報を提示の上、本契約に

定める条件に従い当社に対し当該ライセンスの不購入の意思表示を行わなければならないものとします。

第8条（価格・支払条件）

1. 本サービスの販売代金は、第7条（本サービスの販売）に基づき当社がパートナーに販売したライセンスの数に、当社が別途定める価格を乗じて算出するものとします。
2. 当社は、毎月末日を締日として、ライセンスの販売代金を集計し、翌月第5営業日までにパートナーに通知します。
3. パートナーは、前項の通知内容を確認の上、異議がある場合は通知受領日から5営業日以内にその理由とともに当社に報告します。当該期間中にパートナーから当社に対し何ら異議の申し出がない場合は、当社の通知内容にて当月のライセンスの販売代金が確定します。なお、当該通知又は報告の内容につき疑義が生じた場合には、当社及びパートナーは、遅滞なく協議するものとします。
4. 当社は、前項により確定したライセンスの販売代金について、パートナーに対し請求書を発行するものとします。
5. パートナーは、当社からの請求書に基づき、締日の属する月の翌月末日までに当社の指定する銀行口座に振込むことによってその代金を当社に対し支払うものとします。

第9条（遅延損害金）

パートナーが本約款又は本契約から生ずる債務の支払を遅延した場合、パートナーは当社の請求に基づき、遅延した金額に対し遅延した日から完済に至るまで年14.6%（年365日の日割り）の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第10条（相殺禁止）

当社及びパートナーは、本約款及び本契約に基づき発生する債権債務について相殺できないものとします。但し、他方当事者が第15条（契約の解除）第1項各号のいずれかに該当した場合についてはこの限りではありません。

第11条（本サービスに関する保証）

本サービスは、使用許諾契約に記載する保証内容に従い、実施許諾権者よりエンドユーザーに対し保証（知的財産権の保証を含む。）されるものとします。

第12条（損害賠償）

1. 本約款及び本契約に関して、当社又はパートナーに損害が生じた場合、当社又はパートナーは、相手方に生じた直接損害及び当該損害の解消に要した合理的な専門家費用並びに訴訟費用に限り賠償する責任を負うものとし、その他一切の損害（特別損害及

び拡大損害を含む。)については、その予見可能性の有無を問わず賠償の責めを負わないものとしします。

2. 本約款及び本契約に基づく損害賠償額の上限は、当該損害の生じる直近12ヶ月間内にパートナーから当社に支払われた代金の総額としします。

第13条 (秘密保持)

1. 当社及びパートナーは、相手方によって開示された又は本契約の履行過程で取得した相手方の固有の営業上、技術上その他の業務上の情報を秘密として扱うものとし、当該相手方の事前の書面による承諾なく、これらの情報を本契約の目的以外に使用し、又は第三者に開示、漏洩してはならないものとしします。
2. 前項に定める秘密保持義務は以下の情報について適用されないものとしします。
 - (1) 知り得た時点ですでに公知となっている情報
 - (2) 知り得た後、自己の責めによらず公知となった情報
 - (3) 知り得た時点ですでに取得していたことを証明した情報
 - (4) 自ら独自に開発したものであることを証明した情報
 - (5) 第三者から秘密保持義務を課せられることなく正当に取得した情報
 - (6) 法令の適用によって開示を要求される情報

第14条 (不可抗力)

当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ストライキ、停電、通信回線の異常などの不可抗力等、本契約当事者の責めに帰すことのできない事由により、本契約の全部又は一部が履行不能又は履行遅滞となった場合、パートナーに対し、その責任を負わないものとしします。

第15条 (契約の解除)

1. 当社は、パートナーが次の各号のいずれかに該当したときは、何らの通知又は催告を要さずして本約款及び本契約の全部又は一部を解除することができるものとしします。なお、パートナーは、かかる解除により生じた損害につき、当社に対して損害賠償請求をすることはできません。
 - (1) 本約款又は本契約に違反し相当の期間を定めて催告をしたにもかかわらず、当該期間のうちに是正されないとき
 - (2) 支払停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき
 - (4) 振出、引受、裏書又は保証を行った手形又は小切手を不渡りとしたとき

- (5) 解散の決議を行い、又は解散命令を受けたとき
 - (6) 営業を停止若しくは廃止し、又は監督官庁等により業務停止等の処分を受けたとき
 - (7) 著しい背信行為があったとき
 - (8) 所在不明なとき、又は本制度の登録時に申告した連絡先と連絡が取れない状況が3日以上続いたとき
 - (9) 本制度又は本契約の申込み等において、当社に対し虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - (10) 当社の営業活動を妨害するような行為を行ったとき
 - (11) 当社の名誉又は信用を傷つける行為を行ったとき
 - (12) 当社に不利益を及ぼす行為を行ったとき
 - (13) 法令又は公序良俗に違反する行為を行ったとき
 - (14) その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
2. 当社は、パートナーが前項の各号のいずれかに該当したときは、前項に定める解除のほか、パートナーに対しこれによって被った損害の賠償を請求することができます。
 3. 第1項により本契約が解除された場合、使用許諾契約を維持するために、当社が第三者を通じて、エンドユーザーに対し本サービスを販売する場合があることにパートナーは同意するものとします。この場合、パートナーが被った損害について、当社は一切責任を負いません。

第16条（解約）

1. 当社及びパートナーは、相手方に対して30日前までに申し出ることにより、本約款を解約できることとします。なお、パートナーが解約する場合には、当社の定める方法によって申し出ることを要するものとします。
2. 本約款又は本契約が解除された場合でも、パートナーは、当社の事業活動を一切妨げてはなりません。

第17条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及びパートナーは、本契約締結時において、自己（代表者、役員又は実質的に経営を支配する者をいいます）又は本契約を代理若しくは媒介する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. 当社及びパートナーは、前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出します。

3. 当社及びパートナーは、相手方又は本契約を代理若しくは媒介する者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本約款又は本契約を解除することができます。
4. 当社及びパートナーは、相手方が本契約に関連する契約（以下「関連契約」といいます。）を第三者と締結している場合において、当該第三者又は関連契約を代理若しくは媒介する者が反社会的勢力に属すると判明した場合、関連契約の解除その他必要な措置を求めることができ、相手方が速やかにこれに応じなかった場合は、直ちに本約款又は本契約を解除することができるものとします。
5. 前 2 項の規定により本約款又は本契約が解除されたことにより、解除した当事者が損害を被った場合には、解除した当事者はその相手方に対してその損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、解除された当事者は相手方に対し、その名目を問わず、解除に関し生じた損害について一切の請求をしないものとします。

第18条（商標等）

1. パートナーは、当社の商標、商号又は標章等（以下「当社の商標等」といいます。）を、当社の事前の書面による承諾なく使用してはなりません。
2. パートナーは、当社の商標等を毀損し、又はそのおそれのある行為を一切行ってはなりません。
3. 本約款は、パートナーによる当社の商標等の使用について明示黙示を問わず承諾するものではありません。

第19条（契約期間及び更新）

第 5 条（個人情報取り扱い）、第 10 条（相殺禁止）乃至第 12 条（損害賠償）、第 14 条（不可抗力）、第 17 条（反社会的勢力の排除）第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 18 条（商標等）、本条（契約期間及び更新）、第 20 条（契約終了時の措置）並びに第 22 条（譲渡禁止）乃至第 27 条（合意管轄）の規定は、本約款及び本契約終了後も有効に存続するものとする。但し、第 13 条（秘密保持）の規定については、本約款及び本契約終了後 3 年間に限り有効に存続するものとします。

第20条（契約終了時の措置）

1. 当社及びパートナーは、事由の如何を問わず、本約款又は本契約が終了した場合には、本約款又は本契約に基づき相手方から提供を受けた資料等一切の提供物を可能な範囲で直ちに相手方に返還します。
2. パートナーは、本約款又は本契約終了後も、エンドユーザに対して履行すべき義務がある場合には、パートナーの費用と責任においてこれを履行するものとします。

第21条（代理関係）

当社及びパートナーは、それぞれ独立した契約者であり、相手方の代理あるいは代表をするものではありません。また、パートナーはエンドユーザその他の第三者に対し、当社を代理又は代表するかのような誤認を生じさせる活動又は言動を行ってはなりません。

第22条（譲渡禁止）

パートナーは、当社の事前の書面による承諾がない限り、本約款及び本契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡してはならないものとします。

第23条（パートナー情報等の通知）

1. パートナーは、その商号もしくは氏名、担当者名、所在地もしくは住所、電話番号、電子メールアドレス、金融機関口座等、パートナーとしての登録にあたり当社に申告した情報に変更があった場合、第15条（契約の解除）第1項各号に該当する事由が生じた場合、又は合併、会社分割若しくは事業譲渡等があった場合には、当社に対し直ちにその旨を届け出なければなりません。
2. 当社は、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、パートナーが前項の通知を怠ったことにより被った損害について一切責任を負いません。

第24条（適用関係）

本契約において本約款と異なる別段の定めをした場合は、本契約が優先して適用されるものとします。

第25条（準拠法）

本約款及び本契約の準拠法は、日本法とします。

第26条（協議事項）

本約款及び本契約上記載のない事項又は解釈上の疑義が生じた事項については、当社及びパートナーは信義誠実の原則に従い協議の上、解決するものとします。

第27条（合意管轄）

本約款及び本契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

本約款は、2014年4月1日に制定し、同日施行します。